

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

救急病院等でなくなった医療機関(四一七・医務薬事課)

救急病院の認定(四一八・医務薬事課)

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(四一九・秋田中央保健所)

結核予防法による医療機関の指定(四二〇・秋田中央保健所)

特定漁港漁場整備事業計画の策定(四二一・水産漁港課)

都市計画事業の認可(四二二・由利建設事務所)

大規模小売店舗の変更に関し述べた意見(四二三・商工業振興課)

大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する届出(四二四・商工業振興課)

都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告(四二五・下水道課)

道路区域の変更(四二六・道路環境課)

道路の供用開始(四二七・道路環境課)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(四二八、四二九・砂防課)

### 公告

土地改良区の役員の就任の届出(北秋田総合農林事務所)

土地改良区の役員の退任の届出(由利総合農林事務所)

県営土地改良事業工事の完了(仙北平野土地改良事務所)

土地改良区の役員の退任及び就任の届出(平鹿総合農林事務所)

土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(平鹿総合農林事務所)

共同施行等土地改良事業の換地計画の認可申請を適当とする旨の決定(雄勝総合農林事務所)

物品調達契約に係る一般競争入札の実施 二件(管財課)

特定調達契約に係る一般競争入札の実施 五件(管財課)

人事委員会規則

人事委員会規則一 (公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則  
公安委員会告示  
猟銃及び空気銃の取扱に関する講習会の実施(五二)

## 告示

秋田県告示第四百十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による次の救急病院が救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定に基づき、告示する。

平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	年月日
小泉病院	秋田市中通四丁目一番五十号	平成十四年四月三十日

秋田県告示第四百十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第二条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	認定の有効期限
小泉病院	秋田市中通四丁目一番二十八号	平成十七年六月七日

秋田県告示第四百十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
岩見調剤薬局	河辺郡河辺町三内字外川原百一三	平成十四年五月三十一日

秋田県告示第四百二十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社石川岩見調剤薬局	河辺郡河辺町三内字外川原百一三	平成十四年六月一日

秋田県告示第四百二十一号

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第十七条第一項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、公表する。

平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 岩館地区

(一) 目的 外郭施設等の整備を行い、漁業活動の安全性を確保するとともに、水産物の生育に適した魚礁漁場及び増殖場を整備し、水産業を核とした良好な生活環境の形成及び漁村の総合的な振興を図る。

(三)(二) 整備対象漁港及び漁場名 岩館漁港及び岩館漁場  
工事に關する事項

(2)(1) 主要施設 防波堤等の漁港施設、魚礁漁場及びイワガキ増殖場  
事業実施予定期間 平成十四年度から平成二十三年度まで

(五)(四) 計画事業費 四十六億四千万円  
事業の効果

(1) 水産関係施策の効果 ハタハタ及びイワガキ等の安定した漁獲量の確保、効率的な漁獲物の流通、漁獲物の品質管理の向上並びに安全で快適な漁業地域の形成等に寄与する。

(2) 地域に与える影響 漁業経営基盤の安定、就労条件の改善及び生活環境の向上等に寄与する。

(3) 費用対効果の分析結果 総便益額(貨幣化した主な効果をいう。以下同じ。)五十四億八百万円、総費用額四十七億三千二百万円、費用対便益比率(総便益額を総費用額で除したものをいう。以下同じ。)一・一四

(4) 事業の定量的・定性的効果(貨幣化が困難な効果をいう。以下同じ。)  
イワガキ等の増殖、地域産業の活性化及び災害対策に寄与する。

二 畠地区

(一) 目的 航路及び泊地の静穏度を確保し、安全で効率的な水産物供給体制を形成するとともに、アワビ等の生育に適した増殖場を整備し、水産業を核とした良好な生活環境の形成及び漁村の総合的な振興を図る。

(三)(二) 整備対象漁港及び漁場名 畠漁港及び畠漁場  
工事に關する事項

(2)(1) 主要施設 防波堤等の漁港施設及びアワビ増殖場  
事業実施予定期間 平成十四年度から平成二十三年度まで  
計画事業費 二十一億二千万円

(五)(四) 事業の効果

(1) 水産関係施策の効果 アワビ及びイワガキ等の水産資源の確保、効率的な漁獲物の流通、漁獲物の品質管理の向上並びに安全で快適な漁業地域の形成等に寄与する。

(3)(2) 地域に与える影響 漁業経営基盤の安定及び就労条件の改善に寄与する。  
費用対効果の分析結果 総便益額十八億八千八百万円、総費用額十七億二千万円、費用対便益比率一・一〇

(4) 事業の定量的・定性的効果 観光と結びついた漁業の形成並びに担い手の定着及び定住化の促進に寄与する。

三 椿(船川港)地区

(一) 目的 航路の静穏度の向上により、広域の漁業基地としての機能の強化充実に図るとともに、イワガキ、アワビ及び海藻類保全のため増殖場を整備し、水産業を核とした良好な生活環境の形成と漁村の総合的な振興を図る。

(二) 整備対象漁港及び漁場名 椿(船川港) 漁港及び男鹿南磯漁場

- (三) 工事に關する事項
  - (2)(1) 主要施設 防波堤等の漁港施設、魚礁漁場及びアワビ増殖場
  - (2)(2) 事業実施予定期間 平成十四年度から平成二十三年度まで
  - (2)(3) 計画事業費 五十六億七千五百万円
- (四) 事業の効果

- (1) 水産関係施策の効果 出漁機会の増加、アワビ及びイワガキ等の水産資源の確保、効率的な漁獲物の流通、漁獲物の品質管理の向上並びに安全で快適な漁業地域の形成等が期待できる。
- (3)(2) 地域に与える影響 漁業経営基盤の安定及び就労条件の改善に寄与する。
- (3)(3) 費用対効果の分析結果 総便益額四十六億二千五百万円、総費用額四十三億六千四百万円、費用対便益比率一・〇六
- (4) 事業の定量的・定性的効果 担い手の定着及び定住化の促進に寄与する。

四 金浦地区

- (一) 目的 県南部地域の拠点漁港としての漁港機能を整備し、併せてイワガキ及びアワビの増殖場を整備することにより漁獲量の増加を図り、水産業を核とした良好な生活環境の形成と漁村の総合的な振興を図る。
- (二) 整備対象漁港及び漁場名 金浦漁港、金浦漁場及び赤石漁場
- (三) 工事に關する事項
  - (2)(1) 主要施設 防波堤等の漁港施設並びにイワガキ及びアワビの増殖場
  - (2)(2) 事業実施予定期間 平成十四年度から平成二十三年度まで
  - (2)(3) 計画事業費 六十一億七千百万円
- (四) 事業の効果
- (1) 水産関係施策の効果 イワガキ及びアワビの漁獲量増加、漁獲物の衛生管理及び品質管理の向上、効率的な漁獲物の流通並びに安全で快適な漁業地域の形成等に寄与する。
- (3)(2) 地域に与える影響 漁業経営基盤の安定及び就労条件の改善に寄与する。
- (3)(3) 費用対効果の分析結果 総便益額六十一億八千三百万円、総費用額五十九億四千四百万円、費用対便益比率一・〇四
- (4) 事業の定量的・定性的効果 港内の水質向上及び漁港の環境改善に寄与するとともに、緊急輸送拠点としての機能が確保される。

秋田県告示第四百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。  
平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 施行者の名称 仁賀保町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 仁賀保都市計画公園事業一号仁賀保運動公園
- 三 事業施行期間 平成十四年六月十四日から平成十九年三月三十一日まで
- 四 事業地

- (一) 収用の部分 なし
- (二) 使用の部分 由利郡仁賀保町平沢字馬飼、字鳥ノ子淵及び字八森

秋田県告示第四百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。  
平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 ウェルマートショッピングセンター
- 二 本荘市出戸町字岩淵下十八番地
- 三 県の意見 意見なし
- 四 意見を述べた日 平成十四年六月六日
- 五 関係書類の縦覧場所及び期間
  - (一) 縦覧場所 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
  - (二) 本荘市役所 商工観光課
  - (三) 縦覧期間 平成十四年六月十四日から同年七月十五日まで

秋田県告示第四百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の店舗面積を基準面積以下に変更する旨の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺田典城

## 一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
株式会社キノシタ 代表取締役 木下和幸  
青森市栄町二丁目六番三十一号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社キノシタ大曲店

大曲市日の出町二丁目三百七十一番地の二

- (三) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
千四百七十七平方メートル

- (四) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
零平方メートル

- (五) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
平成十四年六月十五日

- (六) 変更する理由  
店舗閉鎖のため

## 二 届出年月日

平成十四年六月三日

## 秋田県告示第四百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画法事業の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺田典城

## 一 都市計画法事業の種類及び名称

昭和五十八年建設省告示第六百六十一号横手都市計画、平鹿都市計画、十文字都市計画、及び増田都市計画下水道事業秋田湾・雄物川流域下水道(横手処理区)

## 二 施行者の名称

秋田県

## 三 事務所所在地

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部下水道課

(二) 大曲市花館字大戸下川原七十四番三十六号 南部流域下水道事務所

## 四 事業地の所在

取用の部分 昭和五十八年建設省告示第六百六十一号、平成元年建設省告示第一千五十八号、平成六年建設省告示第四百七十号、平成八年建設省告示

## 使用の部分

示第千八百八十九号及び平成十四年東北地方整備局告示第四十三号の事業地のうち横手市猪岡字猪岡、字岩ノ沢、字長瀬、字水上、字田面原及び字沼下、赤川字村前、字村北及び字村北荒堰間、下八丁字松林、字中明永、字八幡、字中村及び字境田、上八丁字高揚、字上小屋及び字村東、上境字谷地中及び字番匠田、下境字関合、字関合南町、字日向、字太郎小屋及び字稗卷、八幡字上鶴田、字下鶴田及び字下長田、三本柳字太郎小屋及び字上根田並びに新藤柳田字大谷地、秋田県平鹿郡増田町増田字一本柳、同県郡十文字町仁井田字大道東、字大道西、字大道北及び字家西、十文字新田字羽場大道東、字麻当、字上佐吉開、字下佐吉開、字本町、字梨木西上及び字海道下、西原一番町、腕越字佐吉開及び字西原、上鍋倉字清水田、字掬大道西、字富沢及び字家後並びに十五野新田字増田道東、字富沢屋布上、字十五野及び字段ノ下、同県郡平鹿町下鍋倉字中掬及び字下掬、浅舞字上蔭沼、字蔭沼、字覚町後、字中東、字横手街道北、字福田及び字荒小屋東、中吉田字上藤根、字竹原、字清水ノ上、字中清水、字中谷地、字中藤根、字中藤根下、字家ノ前、字谷地仲、字杉ノ下、字石塚、字家ノ後、字東川端、字五十石、字中吉田田ノ植及び字古城並びに上吉田間内字吉田、字館尻、字新城東、字四ツ屋、字四ツ屋東、字中島、字福島、字真角、字竹原西、字中山、字竹原、字蟹沢堤ノ上及び字真角北、同県郡大雄村田根森字中野、字佐加里南、字佐加里、字田村野、字野崎東、字福島南、字新町北、字大森道北、字耳取、字耳取西、字傾城塚、字柏木南、字傾城塚南、字折橋及び字折橋南、同村字野中、字高津野、字高津野下、字牛中島、字折橋西、字大慈寺東、字大慈寺前、字東阿気、字宮小路、字阿気、字西館合、字木戸口、字六町、字六町下、字六町東、字南阿気及び字土井尻並びに宮田字平柳、字田町及び字下田町並びに同県郡雄物川町薄井字新城を削り、横手市黒川字福柳地内において事業地を変更する。

昭和五十八年建設省告示第六百六十一号、平成元年建設省告示第二千五十八号、平成六年建設省告示第四百七十号、平成八年建設省告示第千八百八十九号及び平成十四年東北地方整備局告示第四十三号の事業地に横手市猪岡字猪岡、字岩ノ沢、字長瀬、字水上、字田面原及び字沼下、赤川字村前、字村北及び字村北荒堰間、下八丁字中村、上八丁字高揚、字上小屋及び字村東、上境字谷地中及び字番匠田、下境字関合、字日向、字太郎小屋及び字稗卷、黒川字福柳、八幡字上鶴田、字下鶴田及び字下長田、三本柳字太郎小屋及び字助太郎小屋並びに百

一 道路の区域

万刈字上根田、秋田県平鹿郡平鹿町中吉田字清水ノ上、字中清水、字中谷地、字中藤根、字中藤根下、字家ノ前、字谷地仲、字杉ノ下、字石塚、字家ノ後、字東川端、字五十石、字中吉田田ノ植及び字古城並びに上吉田間内字吉田、字館尻、字新城東、字四ツ屋、字四ツ屋東、字中島、字福島、字真角、字竹原西、字中山、字竹原、字蟹沢堤ノ上及び字真角北並びに同県同郡大雄村田根森字佐加里南、字佐加里、字田村野、字佐加里北、字佐加里西、字田村、字田村大堰東、字柏木東、字下柏木、字田村海道東、字田村海道西、字阿気道南、字西野添及び字高津野、同村字高津野、字高津野下並びに字牛中島を加え、横手市新藤柳田字大谷地、大屋新町字大平、婦気大堤字田久保、字田久保下、字婦気前及び字下久保、赤坂字館ノ下、字上後野、字後野堰添及び字

後野、前郷字八ノ口並びに横手町字三ノ口、字四ノ口、字六ノ口及び字大関越、秋田県平鹿郡増田町増田字月山西、字石神西、字仁井田堰向、字伊勢堂西及び字一本柳西を削り、横手市卸町地内において事業地を変更する。

秋田県告示第四百二十六号  
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間						
	新	旧		C	B	A	B	A		
県 道	新	旧	秋田岩見船岡線	C	B	A	B	A	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
				秋田市太平山谷字一ノ関五二番一から字下皿見内一五番一まで	秋田市太平山谷字一ノ関五二番一から字下皿見内一八番一で先まで	秋田市太平山谷字一ノ関五二番一地先から字下皿見内一五番一で先まで	秋田市太平山谷字一ノ関五二番一から字下皿見内一八番一地先まで	秋田市太平山谷字一ノ関五二番一地先から字下皿見内一五番一で先まで		
				七・五〇〇	一三・〇〇〇	七・〇〇〇	一三・〇〇〇	七・〇〇〇	〇・〇三三	〇・〇三三
				一五・〇〇〇	一三・〇〇〇	七・〇〇〇	一三・〇〇〇	七・〇〇〇	〇・〇六八	〇・〇六八
				一五・〇〇〇	一三・〇〇〇	七・〇〇〇	一三・〇〇〇	七・〇〇〇	〇・〇九一	〇・〇九一
				一五・〇〇〇	一三・〇〇〇	七・〇〇〇	一三・〇〇〇	七・〇〇〇	〇・〇六八	〇・〇六八
				一五・〇〇〇	一三・〇〇〇	七・〇〇〇	一三・〇〇〇	七・〇〇〇	〇・〇九一	〇・〇九一

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年六月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第四百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

道路の種類	路 線 名	区 間
		秋田市太平山谷字一ノ関五二番一地先から



る。(一)、二番一の一部(次の図に示す部分に限る。)(二)二番二の一部(次の図に示す部分に限る。)(三)二番三の一部(次の図に示す部分に限る。)(四)二番四の一部(次の図に示す部分に限る。)(五)二番五の一部(次の図に示す部分に限る。)(六)二番六の一部(次の図に示す部分に限る。)(七)二番七の一部(次の図に示す部分に限る。)(八)二番八の一部(次の図に示す部分に限る。)(九)二番九の一部(次の図に示す部分に限る。)(十)二番十の一部(次の図に示す部分に限る。)(十一)二番十一の一部(次の図に示す部分に限る。)(十二)二番十二の一部(次の図に示す部分に限る。)(十三)二番十三の一部(次の図に示す部分に限る。)(十四)二番十四の一部(次の図に示す部分に限る。)(十五)二番十五の一部(次の図に示す部分に限る。)(十六)二番十六の一部(次の図に示す部分に限る。)(十七)二番十七の一部(次の図に示す部分に限る。)(十八)二番十八の一部(次の図に示す部分に限る。)(十九)二番十九の一部(次の図に示す部分に限る。)(二十)二番二十の一部(次の図に示す部分に限る。)(二十一)二番二十一の一部(次の図に示す部分に限る。)(二十二)二番二十二の一部(次の図に示す部分に限る。)(二十三)二番二十三の一部(次の図に示す部分に限る。)(二十四)二番二十四の一部(次の図に示す部分に限る。)(二十五)二番二十五の一部(次の図に示す部分に限る。)(二十六)二番二十六の一部(次の図に示す部分に限る。)(二十七)二番二十七の一部(次の図に示す部分に限る。)(二十八)二番二十八の一部(次の図に示す部分に限る。)(二十九)二番二十九の一部(次の図に示す部分に限る。)(三十)二番三十の一部(次の図に示す部分に限る。)(三十一)二番三十一の一部(次の図に示す部分に限る。)(三十二)二番三十二の一部(次の図に示す部分に限る。)(三十三)二番三十三の一部(次の図に示す部分に限る。)(三十四)二番三十四の一部(次の図に示す部分に限る。)(三十五)二番三十五の一部(次の図に示す部分に限る。)(三十六)二番三十六の一部(次の図に示す部分に限る。)(三十七)二番三十七の一部(次の図に示す部分に限る。)(三十八)二番三十八の一部(次の図に示す部分に限る。)(三十九)二番三十九の一部(次の図に示す部分に限る。)(四十)二番四十の一部(次の図に示す部分に限る。)(四十一)二番四十一の一部(次の図に示す部分に限る。)(四十二)二番四十二の一部(次の図に示す部分に限る。)(四十三)二番四十三の一部(次の図に示す部分に限る。)(四十四)二番四十四の一部(次の図に示す部分に限る。)(四十五)二番四十五の一部(次の図に示す部分に限る。)(四十六)二番四十六の一部(次の図に示す部分に限る。)(四十七)二番四十七の一部(次の図に示す部分に限る。)(四十八)二番四十八の一部(次の図に示す部分に限る。)(四十九)二番四十九の一部(次の図に示す部分に限る。)(五十)二番五十の一部(次の図に示す部分に限る。)(五十一)二番五十一の一部(次の図に示す部分に限る。)(五十二)二番五十二の一部(次の図に示す部分に限る。)(五十三)二番五十三の一部(次の図に示す部分に限る。)(五十四)二番五十四の一部(次の図に示す部分に限る。)(五十五)二番五十五の一部(次の図に示す部分に限る。)(五十六)二番五十六の一部(次の図に示す部分に限る。)(五十七)二番五十七の一部(次の図に示す部分に限る。)(五十八)二番五十八の一部(次の図に示す部分に限る。)(五十九)二番五十九の一部(次の図に示す部分に限る。)(六十)二番六十の一部(次の図に示す部分に限る。)(六十一)二番六十一の一部(次の図に示す部分に限る。)(六十二)二番六十二の一部(次の図に示す部分に限る。)(六十三)二番六十三の一部(次の図に示す部分に限る。)(六十四)二番六十四の一部(次の図に示す部分に限る。)(六十五)二番六十五の一部(次の図に示す部分に限る。)(六十六)二番六十六の一部(次の図に示す部分に限る。)(六十七)二番六十七の一部(次の図に示す部分に限る。)(六十八)二番六十八の一部(次の図に示す部分に限る。)(六十九)二番六十九の一部(次の図に示す部分に限る。)(七十)二番七十の一部(次の図に示す部分に限る。)(七十一)二番七十一の一部(次の図に示す部分に限る。)(七十二)二番七十二の一部(次の図に示す部分に限る。)(七十三)二番七十三の一部(次の図に示す部分に限る。)(七十四)二番七十四の一部(次の図に示す部分に限る。)(七十五)二番七十五の一部(次の図に示す部分に限る。)(七十六)二番七十六の一部(次の図に示す部分に限る。)(七十七)二番七十七の一部(次の図に示す部分に限る。)(七十八)二番七十八の一部(次の図に示す部分に限る。)(七十九)二番七十九の一部(次の図に示す部分に限る。)(八十)二番八十の一部(次の図に示す部分に限る。)(八十一)二番八十一の一部(次の図に示す部分に限る。)(八十二)二番八十二の一部(次の図に示す部分に限る。)(八十三)二番八十三の一部(次の図に示す部分に限る。)(八十四)二番八十四の一部(次の図に示す部分に限る。)(八十五)二番八十五の一部(次の図に示す部分に限る。)(八十六)二番八十六の一部(次の図に示す部分に限る。)(八十七)二番八十七の一部(次の図に示す部分に限る。)(八十八)二番八十八の一部(次の図に示す部分に限る。)(八十九)二番八十九の一部(次の図に示す部分に限る。)(九十)二番九十の一部(次の図に示す部分に限る。)(九十一)二番九十一の一部(次の図に示す部分に限る。)(九十二)二番九十二の一部(次の図に示す部分に限る。)(九十三)二番九十三の一部(次の図に示す部分に限る。)(九十四)二番九十四の一部(次の図に示す部分に限る。)(九十五)二番九十五の一部(次の図に示す部分に限る。)(九十六)二番九十六の一部(次の図に示す部分に限る。)(九十七)二番九十七の一部(次の図に示す部分に限る。)(九十八)二番九十八の一部(次の図に示す部分に限る。)(九十九)二番九十九の一部(次の図に示す部分に限る。)(百)二番百の一部(次の図に示す部分に限る。)

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部砂防課及び関係建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大館市釈迦内土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺田典城

就任理事の住所及び氏名  
大館市沼館字神館六十番地 田山 仙

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、象潟町土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名  
由利郡象潟町長岡字家尻十五番地 土田 喜一郎

県営土地改良事業(東長野地区担い手育成基盤整備事業)につき、その工事を平成十四年三月二十五日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、山城水系土地改良区から次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

平鹿郡大森町字大森百三十七番地

十日町字苗代下八番地

字藤田二十番地一

袴形字東神成百七十六番地

字南越前林六十六番地

字袴形五十七番地

字新町二百六十六番地一

板井田字北松田六十四番地

字南松田四番地

字東小中島五十二番地一

字西百目木六十四番地

字鱗田八番地

字上三ツ屋百三十四番地

大曲市内小友字上中田七十五番地

字上高花二百八十一番地一

字宮林三十番地

字宮南五十八番地

字伊勢堂七十一番地の二

二 就任理事の住所及び氏名

平鹿郡大森町十日町字苗代下八番地

字藤田二十番地一

袴形字東神成百七十六番地

遠藤 亮次  
太田 明雄  
伊藤 文夫  
成田 一夫  
高田 清茂  
高田 富美雄  
田口 隆太郎  
佐藤 忠久  
高村 正友  
本郷 新一  
笹嶋 一男  
滝澤 省三  
伊藤 義久  
伊藤 富司  
伊藤 富昭  
能味 堉一  
小松 亥佐夫  
小松 幹郎  
幸村 喜市  
太田 明雄  
伊藤 文夫  
成田 一夫

平鹿郡大森町袴形字南越前林六十六番地 高田 清茂  
 " " " " 袴形五十七番地 高田 富美雄  
 " " " " 板井田字南松田四番地 高村 正友  
 " " " " " " 字西百目木三十八番地三 瀧澤 京一  
 " " " " " " 字東小中島五十二番地一 本郷 新市  
 " " " " " " 字上三ツ屋百三十四番地 伊藤 義久  
 大曲市内小友字下田谷地七十番地 佐々木 富雄  
 " " " " " " 字上高花二百八十一番地一 伊藤 昭  
 " " " " " " 字宮林三十番地 能味 塔一  
 " " " " " " 七十九番地 小松 亥佐夫  
 " " " " " " 字宮南五十八番地 小松 幹郎  
 " " " " " " 字仙北屋八十五番地 大槻 四郎  
 " " " " " " 字館前百二十六番地一 東海林 堯

三 退任監事の住所及び氏名

平鹿郡大森町板井田字北松田一番地 金沢 和男  
 " " " " 袴形字袴形四十三番地 竹澤 勇人  
 大曲市内小友字宮下百八番地 今野 久信  
 " " " " 袴形字袴形四十三番地 竹澤 勇人  
 大曲市内小友字宮下百八番地 今野 久信

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、横  
 手市中央土地改良区から申請があつた新たな土地改良事業（新藤地区県単小規模土地  
 改良事業）の施行について、平成十四年六月三日認可したので、同法第十一項の規定  
 に基づき、公告する。

平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺田 典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第  
 五十二条の第二項の規定により、雄勝郡雄勝町下院内字小白岩二百四十六番地菊地  
 正二郎ほか三十三人からなされた換地計画に係る申請を適当と決定したので、同法第  
 九十六条において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦  
 覧に供する。

平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 申請年月日 平成十四年五月二十九日
- 二 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（小白岩地区非補助ほ場整備事業）換  
地計画書の写し
- 三 縦覧期間 平成十四年六月十七日から同年七月十二日まで
- 四 縦覧場所 雄勝町役場

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六  
 号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺田 典城

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品名及び数量  
キャビン付スピードスプレーヤー 一台
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十四年七月二十六日（金）
- (四) 納入場所  
秋田県果樹試験場天王分場

二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）  
入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に  
 規定する県の休日を除き、平成十四年六月十四日（金）から同月二十四日（月）  
 までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年六月二十七日（木）午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金



秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

道路パトロールカー 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年八月三十日（金）

(四) 納入場所

秋田県由利建設事務所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年六月十四日（金）から同月二十四日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年六月二十八日（金）午前十一時

五 秋田県庁地下一階管財課入札室

六 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百七十七条の六第一項の規定により、公告する。  
平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

ロータリ除雪車(二・六メートル級ほか) 五台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年十一月十五日(金)

(四) 納入場所

北秋田建設事務所、山本建設事務所、由利建設事務所、平鹿建設事務所及び雄勝建設事務所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六百七十七条の四の規定に該当しないこと。

(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年六月十四日(金)から同年七月二十三日(火)までの期間、随時交付する。

(三) 入札及び開札の日時及び場所

平成十四年七月二十九日(月)午後三時五分 秋田県庁地下一階管財課入札室

(四) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

平成十四年七月二十九日(月)午後三時 (一)に掲げる場所

(五) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならぬ。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を免除される者

次のア又はイの書類を平成十四年七月二十四日(水)午後三時まで(一)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。

(4) 契約保証金の納付を免除される者

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類

イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(5) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(6) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (六) 契約書作成の要否 要
- (七) この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。
- (八) その他
- 詳細は、入札説明書による。
- 五 概要

## Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 5 Rotary Snowplows (2.6 meter wide class and so on)
- 2 Time-limit of tender : 3:05 P.M. 29 July, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量  
除雪グレーダ(四メートル級) 四台
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十四年十一月十五日(金)
- (四) 納入場所  
山本建設事務所、仙北建設事務所及び平鹿建設事務所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

- 秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年六月十四日(金)から同年七月二十三日(火)までの期間、随時交付する。
- (三) 入札及び開札の日時及び場所  
平成十四年七月二十九日(月)午後三時二十分 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (四) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所  
平成十四年七月二十九日(月)午後三時十五分 (一)に掲げる場所
- (五) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## 四 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- (2) 契約保証金  
落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 入札保証金の納付を免除される者  
次のア又はイの書類を平成十四年七月二十四日(水)午後三時まで(三)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。  
なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。  
ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類

- イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書  
 契約保証金の納付を免除される者  
 (3) アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

## (三) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

## (四) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

## (五) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (七)(六) 契約書作成の要否 要

この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。

## (八) その他

詳細は、入札説明書による。

## 五 概要

## Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 4 Snow Removing Motor Graders ( 4 meter wide class )
- 2 Time-limit of tender : 3:20 P.M. 29 July, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年六月十四日

## 一 入札に付する事項

## (一) 購入物品名及び数量

除雪トラック(十トン級ほか) 三台

秋田県知事 寺 田 典 城

## (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (三) 納入期限

平成十四年十一月十五日(金)

## (四) 納入場所

北秋田建設事務所、秋田建設事務所及び仙北建設事務所

## 二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

## (二)(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年六月十四日(金)から同年七月二十三日(火)までの期間、随時交付する。

(三) 入札及び開札の日時及び場所

平成十四年七月二十九日(月)午後三時三十五分 秋田県庁地下一階管財課入札室

(四) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

平成十四年七月二十九日(月)午後三時三十分 (一)に掲げる場所

(五) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## 四 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならぬ。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下

- 「規則」という。)第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。
- (2) 契約保証金  
落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 入札保証金の納付を免除される者  
次のア又はイの書類を平成十四年七月二十四日(水)午後三時まで(三)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。  
なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。  
ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類  
イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書
- (4) 契約保証金の納付を免除される者  
(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。
- (三) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (四) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
- (五) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (七)(六) 契約書作成の要否 要  
その他
- 五 概要  
詳細は、入札説明書による。
- Summary  
1 Nature and quantity of item to be purchased : 3 Snowplows ( 10 ton class and so on )

- 2 Time-limit of tender : 3:35 P.M. 29 July, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738
- 特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
平成十四年六月十四日  
秋田県知事 寺田典城
- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品名及び数量  
凍結防止剤散布車(三トン級) 四台
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十四年十一月十五日(金)
- (四) 納入場所  
鹿角建設事務所、北秋田建設事務所、秋田建設事務所及び雄勝建設事務所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二)(一) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を除き、平成十四年六月十四日(金)から同年七月二十三日(火)までの期間、随時交付する。
- (四) 入札及び開札の日時及び場所  
平成十四年七月二十九日(月)午後三時五十分 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (五) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所  
平成十四年七月二十九日(月)午後三時四十五分 (一)に掲げる場所  
入札の方法

## 四 その他

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

## (二) 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

## (3) 入札保証金の納付を免除される者

次のア又はイの書類を平成十四年七月二十四日(水)午後三時まで(三)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。

なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類  
イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

## (4) 契約保証金の納付を免除される者

(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

## (三) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

## (四) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

## (五) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

## (六) 契約書作成の要否 要

## (七) その他

詳細は、入札説明書による。

## 五 概要

## Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 4 Material Spreaders ( 3 ton class )
- 2 Time-limit of tender : 3:50 P.M. 29 July, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年六月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 一 入札に付する事項

## (一) 購入物品名及び数量

除雪ドーザ(十三トン級) 二百

## (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

## (三) 納入期限

平成十四年十一月十五日(金)

## (四) 納入場所

山本建設事務所及び秋田建設事務所

## 二 入札に参加する者に必要な資格

## (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

## (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

## 三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)  
 入札説明書及び仕様書の交付方法

(二) 秋田県の休日を含め、平成十四年秋田県条例第二十九号(第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年六月十四日(金)から同年七月二十三日(火)までの期間、随時交付する。

(三) 入札及び開札の日時及び場所

(四) 平成十四年七月二十九日(月)午後四時五分 秋田県庁地下一階管財課入札室  
 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

(五) 平成十四年七月二十九日(月)午後四時 (一)に掲げる場所  
 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を免除される者

次のア又はイの書類を平成十四年七月二十四日(水)午後三時まで(一)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当する全な説明をしなければならない。

ものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類  
 イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(4) 契約保証金の納付を免除される者

(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

(三) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(四) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(五) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(七)(六) 契約書作成の要否 要

その他 詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 2 Snow Removing Wheel Type Loaders (13 ton class)
- 2 Time-limit of tender : 4:05 P.M. 29 July, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738

人事委員会規則

人事委員会規則一一 (公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年六月十四日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一 (公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管

職員等の範囲)の一部を改正する規則  
 規則一 (公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一男鹿市出先機関の項中「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同表大館市本庁の項中「企画調整課の企画係長」を「企画振興課の企画振興係長、財政課の財政係長」に、「庶務係長」を「総務係長」に、「職員係長、財政課の財政係長」を「職員係長」に改め、同表大館市出先機関の項中「主幹、所長補佐」を「課長、課長補佐」に、「看護婦(士)長」を「看護師長」に、「庶務係長」を「総務係長」に改め、同表琴丘町出先機関の項中「病 院一院長、副院長、事務長、婦長」を「診療所一 所長、事務長」に改め、同表金浦町出先機関の項中「へき地保育 主幹、所長」を削り、同表田沢湖町出先機関の項中「看護婦長」を「看護師長」に改め、同表大森町出先機関の項中「管理看護婦長、管理看護士長」を「管理看護師長」に改め、同表十文字町出先機関の項中「南部環境保 主幹、所長、全センター」を「南部環境保 主幹、所長、学校給食セ ンター」に改め、同表山内村出先機関の項中「休養施設 支配人」を「特別養護老 人ホーム」に改め、同表羽後町出先機関の項中「総看護婦長」を「総看護師長」に、「特別養護老 人ホーム」を「特別養護老 人ホーム」に改め、同表森吉町外四力町村病院組 合の項中「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同表能代山本広域市町村圏組合本庁の項中「次長」を「総務企画課長」に改め、同表男鹿地区衛生処理一部事務組合の項中「局長」を「局長、主幹」に改め、同表鹿角広域行政組合本庁の項中「庶務を担当する事務局長補佐」を「次長」に改める。

附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第52号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定による  
 猟銃及び空気銃の取扱いにに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の7第2項の規定に基づき、公表する。  
 平成14年6月14日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

- 1 実施年月日 平成14年7月17日(水)午前9時から午後4時30分まで
  - 2 実施場所 秋田市山王四丁目1番3号 秋田県職員会館
  - 3 講習科目及び講習時間数 猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱  
 いについて5時間実施する。
  - 4 受講定員 30人
  - 5 受講申込みに必要な書類 (1) 受講申込書 2通 (2) 写真 2枚  
 写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で  
 大きさが3センチメートル四方のものとする。  
 なお、郵送による申込みは、受け付けない。
  - 6 受講申込み等 (1) 申込み用紙の交付 各受付場所において交付する。  
 (2) 受付期間 日曜日、土曜日及び休日(国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を含む。)を除き、平成14年6月14日(金)から7月12(金)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員30人で締め切る。
  - (3) 受付場所 住所地为管轄する県内の各警察署
  - 7 講習手数料 6,800円
- 受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。



## 8 その他

- (1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活保安課危険物対策係（電話018 863 1111内線3173）又は県内の各警察署生活安全（保安）係に問い合わせること。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄